



## 《会計・税務の知識》公益法人制度改革関連3法の内容

平成20年12月1日に、民間の公益活動の健全な発展を促進するための公益法人制度改革関連3法が施行されています。この改革は、110年ぶりの大改正といわれています。この改正の内容について、紹介いたします。

### 1. 法人税法上の公益法人の類型

公益法人は、法人税法上、次のように分類されています。非営利法人型の一般社団法人・一般財団法人の区分があるとところに特徴があります。

法人類型		法人税課税内容
一般社団法人	普通法人	全所得について課税
一般財団法人	非営利法人型	収益事業のみ課税
*公益社団法人・公益財団法人		収益事業のみ課税 収益事業から公益事業への繰入についてみなし寄附金を認める

\* 公益法人認定法により公益性の認定を受けた法人

### 2. 公益社団法人・公益財団法人等の特例

公益社団法人及び公益財団法人は、次のような特例があります。

関係税目	寄附金優遇		譲渡所得非課税	相続税非課税
	所得税	法人税	所得税	相続税
関係条文	所法78 二	法法37 二 法令73	措法40	措法70
内容	所得からの次の控除を認める。 寄附金控除 = 寄附金 - 5,000円 (所得の40%を上限)	所得計算上、次の損金算入を認める。 寄附金損金算入限度額 = (所得金額 × 5% + 資本金等の額 × 0.25%) ÷ 2	個人の保有資産を公益社団・公益財団法人に寄附する場合には、譲渡所得非課税。	相続もしくは贈与により取得した資産を公益社団・公益財団法人に寄附する場合には、相続税非課税。

### 3. その他の留意事項

(1) 公益法人制度改革関連3法の施行とともに中間法人法は廃止され、特別目的会社に利用されていた有限責任中間法人は、当然に一般社団法人とみなされています。施行日の属する事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の終結の時までに、一般社団法人への名称変更について承認し、その後、2週間以内に名称変更登記が必要です。さらに、中間法人が社員になっている合同会社についても、合同会社の社員は登記事項であることから、この名称変更にもない、合同会社の登記変更が必要です。

(2) 普通法人である一般財団法人及び一般社団法人は、設立者が拠出をする財産の価額を益金の額に算入することになるため、当初の設立時点で課税されます。課税されないためには、非営利法人型で設立する必要があります。非営利法人型の主な要件は、次の通りです。

利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正である一般社団法人・一般財団法人（法法2九の二イ）

(ア) 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがある

(イ) 定款に、残余財産は国若しくは地方公共団体または公益法人等に帰属させる旨の定めがある

(ウ) (ア)(イ)の定款の定め反する行為を行っていない

(エ) 各理事について、理事及び理事と特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数のうちに占める割合が3分の1以下であること

会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正である一般社団法人・一般財団法人（法法2九の二ロ）

(ア) 会員の支援や交流等、会員に共通する利益を図る活動を行う事を主たる目的としている

(イ) 会員が会費として負担すべき金銭の額を、定款または社員総会、評議員会の決議により定める旨の定めがある

(ウ) 主たる事業として収益事業を行っていない

(エ) その他 同様の要件